



平成27年6月1日

各位

会社名 沖電気工業株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員川崎秀一
コード番号 6 7 0 3 東証第1部
問合せ先 IR室長 山内篤
電話番号 03 - 3501 - 3836

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月22日の取締役会において「定款一部変更の件」について、平成27年6月24日開催予定の第91回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- ①発行済みのA種優先株式をすべて消却したことに伴い、優先株式および種類株主総会に関する文言を削除するものであります。
- ②取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、所要の変更を行うとともに、平成26年6月25日の第90回定時株主総会において選任された取締役の任期については従前の規定が適用されることを明確にする附則を設けるものであります。
- ③「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についてもその期待される役割を十分に発揮できるよう所要の変更を行うものであります。なお、本変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りです。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>第2章 株式</p> <p>第6条（発行可能株式総数・発行可能種類株式総数） 当社の発行可能株式総数は、24億株とし、発行可能種類株式総数は、普通株式24億株、A種優先株式3万株とする。</p>	<p>第2章 株式</p> <p>第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、24億株とする。</p>
<p>第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は、普通株式につき1,000株とし、A種優先株式につき1株とする。</p>	<p>第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p>
<p>第2章の2 優先株式 第11条の2（優先株式）（条文省略）</p>	<p>（削除） （削除）</p>
<p>第3章 株主総会</p> <p>第17条の2（種類株主総会）（条文省略）</p>	<p>第3章 株主総会 （削除）</p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第20条（任期） 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第20条（任期） 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>第26条（社外取締役の責任減免） 当社は、会社法427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p>	<p>第26条（取締役の責任減免） 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第33条（社外監査役の責任減免） 当社は、会社法427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第33条（監査役の責任減免） 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p>
<p>（新設）</p>	<p>附則 第20条の規定にかかわらず、平成26年6月25日開催の第90回定時株主総会において選任された取締役の任期は、平成28年開催の定時株主総会終結の時までとする。 なお、本附則は、当該期日経過後、これを削除する。</p>

3. 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月24日（水）

定款変更の効力発生日 平成27年6月24日（水）

以上